

## 高等裁判所支部設置規則

昭和23年2月20日最高裁判所規則第1号

改正 昭和23年5月10日最高裁判所規則第5号  
昭和23年8月31日最高裁判所規則第18号  
昭和23年9月18日最高裁判所規則第19号  
昭和24年3月5日最高裁判所規則第4号  
昭和26年5月15日最高裁判所規則第5号  
昭和46年6月28日最高裁判所規則第10号  
昭和47年5月2日最高裁判所規則第2号  
平成17年2月14日最高裁判所規則第7号

高等裁判所支部設置規則を次のように定める。

### 高等裁判所支部設置規則

第一条 別表のとおり高等裁判所の支部を設ける。

② 支部においては、その所在地を管轄する高等裁判所の権限に属する事項のうち、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第十六条第三号及び第四号に掲げるものを除く事項に関する事務を取り扱う。

（昭二六最裁規五・全改、平一七最裁規七・旧本則一部改正）

第二条 知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）第二条の規定により設置される知的財産高等裁判所は、これを東京都に置く。

（平一七最裁規七・追加）

### 附則

この規則は、昭和二十三年三月一日から、これを施行する。

附則（昭和二三年五月一〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和二十三年五月十五日から、これを施行する。

附則（昭和二三年八月三十一日最高裁判所規則第一八号）

この規則は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附則（昭和二三年九月一八日最高裁判所規則第一九号）

この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

附則（昭和二四年三月五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和二十四年三月十日から施行する。

附則（昭和二六年五月一五日最高裁判所規則第五号）

1 この規則は、昭和二十六年六月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に名古屋高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所、仙台高等裁判所及び札幌高等裁判所において取扱中の事項に関する事務は、当該高等裁判所において取り扱う。

附則（昭和二六年六月二八日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附則（昭和二七年五月二日最高裁判所規則第二号）抄

（施行期日）

1 この規則は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第百三十号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四七年五月一五日）

（経過措置）

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第四章の規定に基づいて福岡高等裁判所が承継した事件は、福岡高等裁判所那覇支部において取り扱う。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（別表）（昭二三最裁規五・昭二三最裁規一八・昭二三最裁規一九・昭二四最裁規四・昭四六最裁規一〇・昭四七最裁規二・一部改正）

名称	所在地
名古屋高等裁判所金沢支部	金沢市
広島高等裁判所岡山支部	岡山市
広島高等裁判所松江支部	松江市
福岡高等裁判所宮崎支部	宮崎市
福岡高等裁判所那覇支部	那覇市
仙台高等裁判所秋田支部	秋田市